

第 4 4 回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 23 年 11 月 2 日 (火) 14:00～16:00

場 所： 第二水産ビル 4 階 4 F 会議室

出席者：

(委 員) 井上会長、五十嵐副会長、河西委員、南部委員、湯浅委員

(事務局) 総合政策部地域主権局 斎藤担当局長、阿部参事 他

(事務局)

定刻になりましたので、これより第 44 回道州制特区提案検討委員会を開催したいと思います。

本日は、お手元にお配りしている資料の委員名簿に記載しておりますが、宮田委員と竹田委員が都合により欠席との連絡をいただいております、5 名の委員の皆様にご審議をいただくこととなります。

実は、43 回目の提案検討委員会は、3 月 29 日に開催をいたしまして、それからかなり時間が経っております。議事に入る前にこれまでの経過について若干簡単にご報告させていただきます。

2 期目の本委員会につきましては、平成 21 年 11 月 6 日に設置をいたしまして、委員の皆様には精力的にご審議をいただき、本年 5 月に 4 項目の答申を井上会長から知事に提出をしていただいたところです。

その後、道としてパブリックコメントなどの手続きによりまして、関係する団体との調整協議を重ね、提案をとりまとめ、道議会の議決をいただき、先月 28 日に内閣府に正式に 4 項目について提案いたしました。このことにつきまして、まず委員の皆様のご尽力に厚く御礼を申し上げる次第です。

詳細につきましては、これから報告の中で、いろいろ経緯もありますので、それについてはご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、井上会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(井上会長)

では、しばらくぶりに開催することになりましたけれども、今日の論点等々につきまして整理をさせていただきたいと思っております。

まず本委員会は、これまで道民の皆様方からいただきました 353 件の道民提案について一つ一つ検討を重ね、この 2 年間に、本日の委員会を含め合計 12 回の検討委員会を開き、4 項目の答申を行ってきたところであります。

これまでの委員の皆様方のご尽力に対し、改めて感謝をいたします。

本日は、任期最後の委員会になりますので、本委員会として区切りをつけるべきものはしっかりつけ、更には、次の委員会に引き継いでいくものを整理して、この 2 年間にわたる本委員会の任務を締め括ってまいりたいと思っております。

本日は、まず報告事項として、「第 5 回答申項目の国への提案について」を事務局から報告を受けたあと議題に移り、議事の (1) として「道州制特別区域計画の更新について」を審議いたします。

審議の議事の (2) としましては、全体を通して本委員会の総括を行います。私案として「次期委員会への申し送り事項 (案)」を用意しておりますので、これをたたき台にして

意見の交換をしてまいりたいと思います。

それでは、本日の議題に入る前に、今申し上げましたけれども、先頃行われました第 5 回答申項目の国への提案について、まず事務局からご説明をいただきたいと思います。

(事務局)

それでは、報告事項の(1)につきましてご説明いたします。

まず、資料 1 をご覧いただきたいと思います。資料 1 につきましては、5 月 11 日にいただきました答申と最終的に取りまとめた案の比較表です。

5 月 11 日に答申をいただいたあと、5 月 23 日からの一ヶ月間をかねましてパブリックコメント、それから市町村からの意見を募集しております。

このパブリックコメント等により意見を寄せられた中で、特に 2 番目と 3 番目、自家用有償旅客運送の関係とアウトドアの関係につきまして賛同する意見もあったところですが、一方ではタクシーやバス事業への影響を懸念するような意見もありました。これにつきましては、後程詳しく説明いたします。このため、関係団体と協議調整を重ねて、右側の案に一部修正をしております。それから、4 番目の認定 NPO 法人の関係につきましては、本年 6 月に改正 NPO 法が可決されたことなどを踏まえ、一部修正作業をした上で、右側の最終取りまとめ案で 9 月の第 3 回の定例道議会に提案をし、議決をいただきました。先週の金曜日、10 月 28 日に内閣府に提出をしております。

資料 1 の一ページ目は、4 項目の概要です。アンダーラインを引いた部分が修正の箇所です。簡単に触れますと、一番目のふるさと納税の関係につきましては、特に修正はありません。2 番目の自家用有償旅客運送の関係につきましては、下の文章の 2 行目ですが、「公共交通の空白地域や過疎地域などにおいて」という表現を加えております。提案の趣旨を、ここで明確化した修正を行っております。3 番目につきましては、アウトドアの前に、「北海道が認定する」という言葉を付け加えております。これは、対象になります事業者が、北海道が独自に設けておりますアウトドア資格制度によって認定されている事業者であるという趣旨を明確にするため、このような表現にしております。4 番目の関係は、タイトルが長くなりましたが、認定 NPO 法人についての説明を加えたということと、国と道の協議の場という表現について、どのような連携を図るかということをおある程度わかるように表現したということでタイトルを修正しております。

それでは、2 ページ目以降で個別の項目につきましてご説明いたします。まず、ふるさと納税のコンビニでの収納です。左側の答申に対し、真ん中が先程申し上げましたパブリックコメントと市町村からの意見で、主な意見の要旨は賛同の意見が 6 件あったことから、右側の最終案では特に変更なしということで答申案のままの内容となっております。

次のページをご覧いただきたいと思います。自家用有償旅客運送の関係です。真ん中の主な意見の要旨という欄で主な意見をまとめております。一番上が提案趣旨に賛同の意見で 6 件ありました。

2 つ目の括りでは、一部賛同の意見が 2 件ありました。これの主な意見で申し上げますと、一つ目の意見では、「裁量権の拡大については良いと思われるが、登録権限の移譲については国がやったほうが適切ではないか。」といったような一部賛同の意見が 2 件です。

一番下の括りですが、現在の提案内容に賛成できない意見が 4 件ありました。要点を申し上げますと、一つ目の意見の最後の文章ですが、「タクシーなどにつきまして年々売上げが減少している中で、これまで以上に容易な要件で緩和、権限移譲により自家用有償運送に奪われかねない。」という、要するに営業への影響を懸念する意見や、3 つ目の意見の最

後の行ですが、「安全規制、安全チェックの基準が自治体によってバラバラでよいはずがない。」という安全面への不安、という主な反対、賛成できない意見がありました。

その下に、道の基本的な考え方をまとめてあります。この要点のみ申し上げます。2つ目の文章ですが、今回の提案の内容につきましては、タクシーやバス事業者など、公共交通機関によっては十分な輸送サービスが確保できない過疎地域などにおきまして地域住民の足を確保するために地域関係者の合意を前提として地域の創意工夫、自主性を生かした取り組みを促進しようという考え方です。

3つ目の文章ですが、安全面への不安というご意見に対しては、運転手の要件や安全対策、こういった乗客の安全に係わる内容については、要件緩和は望ましくないと考えておりまして、提案内容に含めていないというのが道としての考え方です。

右側が最終取りまとめ案です。左側の答申との比較で修正点を申し上げますと、下の「目指すすがた」の提案の欄をご覧いただきたいと思います。変わった点は、登録権限につきましては、答申では「市町村」と記載をしておりましたが、「希望する市町村」という表現とし、あくまでも希望する市町村だけであり、全部一律に対象とするということではないということを明確にしたところです。括弧内で、「移譲は登録のみ。監督は従前どおり運輸局」という記述を追加し、明確化しております。

協議会の開催条件につきましては、「変更等のない登録更新の場合など」といった例示をあげ、地域の関係者があらかじめ合意した場合は開催を省略できるとして、括弧内にも書き加えておりますが、「地域の協議機関には従前どおり運輸局に参加を求めていく」という趣旨の記載を追加しております。

それから、答申では、実施主体と利用者範囲と運賃を全部一括りにして「地域の関係者で合意する協議機関の合意により認めた内容で実施することを可能にする」という表現にしておりましたが、それぞれ明確化しまして、実施主体につきましては、「地域の関係者があらかじめ合意した場合は、非営利組織も実施できる。」、利用者の範囲は、「地域の関係者があらかじめ合意した場合は、過疎地域の住民への一時的訪問者等」、例えば家を離れている家族などが一時的に家に戻ってきて利用することも想定されるのではないかと考えており、記載しております。運賃につきましては、「自家用有償旅客運送を継続して運行するために、燃料費に加え、車両償却費など、地域の協議機関が必要と認めた場合、実費として扱うことができる」とし、現行制度では対価として認められる実費というのは、燃料費と高速料金となっておりますが、これでは車両償却費は含まれませんので、継続的に事業を実施していこうとした場合には、自治体なり実施主体が車両の更新費用の負担が必要になってくることから、車両償却費を実費として扱うことができるようにしたいという趣旨を記載しております。

それから、枠外になりますが、先程も申し上げました「安全確保に係る要件については従前どおり。」とし、安全面の要件等の緩和については、提案には含めていないということを明確に記載してございます。

それから、次のページをご覧いただきたいと思います。アウトドアの関係です。真ん中の主な意見の要旨の欄ですが、提案趣旨に賛同の意見は8件ありました。それから、提案の趣旨に賛同できないという意見が3件ありました。先程の自家用有償旅客の関係とほぼ同様ですが、1つ目の意見で、安全・安心な輸送に対して懸念する意見、それから、下から2行目、「タクシー事業者・バス事業者が行っている営業に影響が出るのではないか」といった懸念する声がありました。

道の基本的な考え方の欄ですが、2つ目の文章で、「提案については、地域の公共交通の

状況を勘案し、かつ、安全対策の要件を満たしていることを運輸局が審査した上で、特例的に有償送迎が許可されるように提案するもの」と考えおります。

それから、「有償送迎の許可に当たっては、観光客の安全確保対策など、自家用有償旅客運送と同程度の基準・要件を満たすことを許可要件」と考えておきまして、「運転手の要件につきましては『二種免許取得者』、又は『一種免許取得者かつ国土交通大臣の認定講習を終了した者』」になっております。

区域につきましては、「アウトドア観光の実施場所と最寄の駅などとの間の区域」と考えております。

また、「許可に当たりましては、現行どおり、許可申請書提出の際、有償運送を必要とする理由を記載した書面の提出により、許可の必要性について運輸局が確認すべきもの」ということが道としての考え方です。

右側の最終的な案、答申からの変更の箇所ですが、「目指すがた」の提案の枠内ですが、2つ目の■印、主な要件のところですが、ここで色々明確に書いたところです。「区域については、アウトドア観光の実施場所と最寄り駅、バス停等との間の区域」とし、空港など公共交通機関が十分にあるようなところは対象と考えていない、「運賃は、実費の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲内とし、タクシーの1/2程度を目安とする」。「利用者は、ガイドサービスの利用者及び同伴者」とし、どこまでも広げるということではない。「安全対策は、自家用有償旅客運送と同程度の基準・要件を満たすこと」を記載してございます。

最後、4項目目になります。次のページ、認定NPO法人の関係です。真ん中の欄の上の方に書いておりますが、今年6月に改正NPO法が可決し、その主な内容を申し上げます。

「所轄庁は、主たる事務所の所在地の都道府県（1の指定都市の区域内のみに所在する法人にあっては、指定都市）」となっておりますので、北海道と札幌市ということになります。

(2) 認定基準のところでは、「地方公共団体が条例で個別指定した場合は、PST基準を免除」することとなっております。

それから、3つ目の■印の(2)です。協力依頼について、「所轄庁は法律の施行のために必要があると認めるときは、官庁・公共団体等に対し照会、又は協力を求めることができる」といった規定が盛り込まれており、「施行期日は平成24年4月からで、来年4月から北海道と札幌市に認定権限が移譲される」といった改正内容となっております。

主な意見の要旨ですが、提案に賛同の意見が3件という結果でした。

その下に「答申内容と改正NPO法の措置について」の欄で、答申内容の項目ごとに改正NPO法の措置について整理をした表です。

一番上の項目の「認定及び監督を円滑に行うために、都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みを法制化」という項目につきましては、改正NPO法の措置では、先程も申し上げましたが、「法第73条において所轄庁は、法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁・公共団体その他の者に照会し、または協力を求めることができる」という規定となっております。

右側の欄が道の基本的な考え方です。この第73条はできる規定ということになっておりますので、「できる規定」ということでは、なかなか実効性ある協議の場というものが難しいのではないかと考えており、不十分であるということで、法制化された協議の場が必要であるということを提案内容としております。

2つ目のPST要件の関係につきましては、「免除するのは、法人の主たる事務所所在地の都道府県の条例での個別指定に限る。」という答申内容に対しまして、改正NPO法では、「法第45条により、地方公共団体が条例で個別指定した場合は、PST基準を免除する。」とな

っております。主たる事務所とか従たる事務所ということは、特に記載はありません。

右側の「道の基本的な考え方」の欄です。「全国知事会では、従たる事務所の所在地の地方公共団体の個別指定で免除というのは、制度設計上問題がある」ということを主張していましたが、国の考え方としては、「従たる事務所の問題によって影響が出てくるのは国税の話であるということから制度設計を変更しなかったという考え方が示されております。ここの所は、法律でそのようになったということもありまして、今回の提案からは外すことも止むを得ないと考えたところです。

それから、「認定・監督に係る人件費・事務費」の関係につきましては、改正 NPO 法では、特に法律上明確に書いておりませんので、ここにつきましては、24 年度予算での財源措置を現在検討されているという状況になっております。

道の基本的な考え方としては、「事務・権限の移管に当たっては、財源の一体的な移譲の確実な制度設計を行った上で、法律に明記することが必要であり、また必要な財源総額に係る交付金の措置は義務規定とし、継続的に措置することが必要。」、これは、従来からの道の主張を提案内容に含めております。「道の基本的な考え方」、一番下の欄ですが、「北海道が認定・監督を円滑に実施するためには、国税庁との協議の場の設置、あるいは認定・監督に係る人件費・事務費を交付する措置が必要である。」といったことが道の考えです。

右側の最終案の「目指すすがた」の提案の中の欄でございますが、「北海道が認定・監督を適正かつ円滑に実施ということで、その下に括弧で書いてありますけれども、「認定・監督を適正かつ円滑に行う仕組み」としまして、「都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実効性ある仕組みを法制化」して欲しいという提案。です。先程申し上げましたように、条例の個別指定による PST 要件の免除のところは、提案内容から削除しております。

人件費・事務費の交付金の措置の法制化については、提案に含めて入れているといった内容となっております。

それから資料 2 につきましては、今申し上げた内容を道議会で議決をいただき、国に提案した内容であり、同じですので説明は省略をさせていただきます。以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局から資料 1 及び資料 2 に基づき、道州制特区提案（第 5 回）の概要を中心に説明をいただきました。ただいまの説明等に関して、ご意見・ご質問があればお出しただきたいと思っております。いかがでしょうか。

皆さん方と顔を合わせるのは、しばらくぶりです。前回行われたのは 3 月 29 日ということですから、おおよそ半年以上が経ちましたので、その間にパブリックコメント、あるいは議会での審議等々を経て先頃、先週末に多田副知事をはじめとしてこの提案を国に持って行かれたということです。

国に持って行かれて、当委員会としては、手を離れていることもあるのですが、何れにしましても記憶を辿りながらご意見・ご質問があったらお出しただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

(河西委員)

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲に関して、反対のご意見が結構出ており、その中でも、特に規制緩和によって、今タクシー業界は、非常に厳しい状況の中でこういったことをやると、益々売上げが減るのではないかとということで認めることができないというの

が、取りまとめの資料の、主な意見の要旨のところに出ています。

これに対しては、道としてはどのようなご説明をされたのか伺いたいと思います。

道の基本的な考え方は、十分な輸送サービスが確保できない過疎地域などにおいて地域住民の足を確保するという説明が出ています。実際にアウトドア業者が運行するところでは、タクシー事業者等が営業しているようなケースもあります。

(事務局)

アウトドアの関係については、アウトドアの実施場所は、公共交通機関が行き届いていないような地域で展開しており、現実には、アウトドア事業者の方が無償送迎をやっているという実態にあります。それについては、私どもで改めて調査を行ったところですが、225事業者・団体にアンケートを行った結果、無償送迎を主に実施している理由は、公共交通機関がない、あるいはラフティングなどの道具も一緒に持ち運ばなければならない、あるいは、自然との関係で、必ずしもアウトドアの終わる時間帯が決められないので、あらかじめタクシーの予約はできないということです。これは、別の我われの調査ですが、札幌や函館・旭川のようなところは、タクシー事業者もバスも公共サービスがあるのですが、道東、特に十勝・釧路・網走管内等においては、タクシー事業者が1社しかない市町村でアウトドア事業者がいる市町村は約30地域あります。実際に、そのうちいくつかを電話で確認したのですが、10台未満で、ほとんど町民の方々の通院や買い物に利用していて、アウトドアには使っていないというお話もありました。そういう状況では、大量に修学旅行のような形で来る場合については、当然バス等を使うでしょうから、エージェントか学校の方で探すと思います。実際にマイカー・レンタカー以外の、免許を持っていない方や、個人、あるいはグループ旅行をされているような方は、ほとんど無償送迎で対応しております。そういう意味で言った時に、交通手段がなければ行けないということで、そこはある程度すみ分けていけるはずですが、そのかわり、無償送迎は、残念ながら保険は相当程度入っていますが、運転手は、二種免許を持ってやっているケースは、極稀です。また、一種免許で国土交通省の講習を受けているということも少ない。別件の福祉有償運送の関係で、8月に18歳の女性の方が事故を起こして亡くなりましたが、それでは、やはり良くないので、無償送迎そのものを全否定するわけではありませんが、送迎料金はいただきます、そのかわり、事故があった場合はきちんと補償をしますということを、事業者として明示してやりたいということも現実にはアンケートの中で出てきています。そういうことも踏まえたときに、是非とも道路運送法第78条の特例許可で認めてもらいたい。

パイを増やしていったら、そのことによって既存の業界のほうも大きくなっていくパイの中で事業機会が増えていくはずですが、そういう意味では、お互いに相互の連携、補完の関係に立ってこれから北海道の観光を担っていただきたい。このような説明をして、最終的には、一定の理解をいただいたということで国に提案をしたということです。

(河西委員)

ありがとうございました。

(井上会長)

よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、次に移らせていただきたいと思います。

ただいまの部分は、報告事項の(1)でございましたので、次は3の議事の「(1)道州制

特別区域計画の更新について」について移っていきたいと思います。

本委員会は、条例に基づき、国へ道州制特別区域基本方針を変更提案する案に関して調査審議する機関です。

国の基本方針に定める計画期間及び道の北海道道州制特別区域計画は、平成 23 年度までとなっているとのことであり、計画の更新の時期を迎えることになります。

本日は、道の北海道道州制特別区域計画の更新に当たっての基本的な考え方などについて、これまで道州制特区の提案について議論を行ってきた本委員会にあらかじめ意見を聞きたいということであり、これを議事といたしました。

これから北海道道州制特別区域計画の更新について事務局から説明をしてもらいます。

この委員会は、二期目になりますが、一期目・二期目を通して、この議案について議論をする、あるいは意見を交換するのは初めてのことでありますので、若干戸惑いの部分もあるかもしれません。まず、国の計画のこと、そして、何故このことを議題としてあげてきたのかということについて、その概要を事務局に説明していただきます。

そのあとでご意見等々を賜りたいと思いますので、まず事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

私からは、資料 3 及び資料 4 の説明いたします。

ただいま会長からお話がありましたように、国におきましては、平成 19 年に道州制特区推進法を施行いたしました。それに基づきまして国において道州制特別区域基本方針を策定しております。

それを受けまして道においては、この資料 3 にあります北海道道州制特別区域計画を策定して推進してきました。

この法律は、平成 27 年度に制度の検討を行うという規定がありますが、国の基本方針と道の道州制特区計画、これは計画期間が 5 年間となっており、今年度、更新に向けた作業を行う必要があります。

この道の計画につきましては、法律により北海道が受ける特例措置を適用する根拠にもなっているために、これまで国から移譲を受けた事務などを引き続き道で実施するためには、期間を連続した更新延長が必要となっています。

なお、更新しない場合には、現在道で実施中の移譲事務が、国の事務に戻ってしまうということになりますので更新をする必要があるということです。

まず資料 3 の現行の道の計画の概要を説明します。計画の全文につきましては、参考資料 1 として付けておりますので、後程ご確認いただければと思います。

1 の道州制特別区域計画の目標についてでございます。明治 2 年に北海道と命名されて以来、小さな県を順に積み上げて 22 の都府県エリアを所轄することもあり、1 の (2) に記載のとおり現状と課題を抱えています。

その現状と課題です。1 つ目、経済社会生活圏の広域化が進んでおり、広域行政の一層の推進が必要。2 つ目、豊かな資源や地域特性を活用するとともに、積雪寒冷・広域分散型の社会の弱点を克服し、北海道の自立的発展に向けた取組みを進めていくことが必要ということを確認しています。

これらの課題に対応して、今後 (3) に記載の取組みを行おうとしています。特に、道州制特区推進法の活用については、3 のエの (ウ) に記載をしています。そこを読み上げますと、道州制特区推進法に基づく新たな仕組みを活用して、産業の活性化や道民生活の向

上につながる提案を積み重ねることにより、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和などを進め、北海道の自立的発展を目指すということです。

また計画期間ですが、先程も説明しましたとおり、(3)のイ、平成19年度から23年度の5か年間というのが現行の計画となっています。

次に、2番3番4番の項目です。2の北海道が実施する広域的施策の内容、3の北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等、4は、工事または事業について書かれています。

これらが国から権限移譲が特区提案で認められるたびにその項目が加わっていくという仕組みになっています。これまでに第4回の提案までで26項目の提案をしまして、18項目が何らかの形で実現しています。その内、この欄に加わっているのは、道のみに対する法の特例措置として権限移譲された3(5)に書いてある札医大の定員の届出の関係、(6)水道法の関係、この2項目が加わってきています。

5の、その他の取組みとしまして、国と連携や共同で行う事業について記載があります。6ですが、毎年度行う推進状況の把握、評価について記載されています。

続きまして、資料4について説明いたします。今後、計画更新作業を行います。あらかじめ更新に当たっての基本的考え方というものを資料4で試案として皆様にお示しをして、これまでの委員の皆様のご経験などを踏まえて、基本的な考え方に対するご意見をいただき、今後の計画更新案の作成の参考にさせていただきたいということで、この資料4を作った次第です。

まず、そこに概要・必要性とありますが、2の特区計画更新の必要性です。法制定と同時に認められ、移譲された事務・事業については、道がこれまで実施していた事務・事業と一体的に行うことによって、効率的な執行とか申請窓口の一本化に伴う利用者の利便性向上が図られております他に、更に札医大の定員の自由化に関する届出の関係、水道法に基づく監督権限の移譲の関係、これらを計画に載せることにより本道の地域医療の確保に向けた取組みや暮らしの安全・安心の確保などにつながってきていると認識しています。

そのため引き続きこれらの措置を継続する必要があることから、この特区計画を更新するとしています。

3の計画期間です。法の見直しの規定に併せまして、平成19年度から27年度までの計画期間にしたいと考えております。

それから、4に書いてありますが、新たに計画に記載する主な内容の1つ目として、移譲を受けた事務事業の評価及び道の政策の展開方向、2つ目として、道州制特区の提案の視点や活用の方向性を新たに記載したいと考えています。

3枚目の図を見ていただきたいと思います。横長の図になっています。これは、道州制特区提案の活用の方向(試案)です。左側に、北海道価値を活かすということで、北海道の価値を最大限に道としては活用したい。様々な課題を解決して、未来に向けて活力あふれる北海道を築いていくために北海道の地理的優位性などを踏まえ、食や環境などの北海道価値、規模の広大性などを最大限に活かした地域づくりを進めていくということが重要だと考えています。

それから、その下ですが、特区計画・特区提案の再検討です。1つ目、移譲を受けた特定事務・事業の再評価です。これにつきましては、例えば移譲された権限の一部で依然として、権限が国と道にまたがっているようなケースは、更に道へ移譲して権限の一元化などができないかといったようなことです。

2つ目ですが、継続検討となっている提案項目の再検討。これは、例えば国へ提案したものの継続検討となっているものについて、その後の状況変化等により提案実現の可能性

はないかといったようなものです。

3つ目、過去の道民提案 353 件の再検討。これは、例えば申し送り事項などで一旦本棚に仕舞っているものについても、その後の状況変化等によって提案できる可能性はないか再検討するといったことです。北海道価値を活かすという観点と、これまでの特区提案の再検討といったものを踏まえて、真ん中の欄ですが、道州制特区の提案の視点を記載しています。

これの①地域の自立的発展につながる提案についてです。これは、下の方に括弧書きで書いてあることとも連動しますが、例えば国内最大の食料供給基地として安全・安心で付加価値の高い食の提供を図るために食関連産業の集積を図って食料自給率の向上、新たな産業の創出を図っていきたい。また、例えば本道の自然環境を活用して、風力とかバイオマスといった多様なエネルギー資源を有効に活用し、エネルギーの循環モデルを構築して、経済と調和のとれた環境管理に向けた取組みができないかということです。観光についてですが、本道の多彩な魅力に磨きをかけ、我が国の国際観光の推進に向けて精力的な役割を担っていくことができないかと考えております。

また、広域分散型の地域特性を有する本道においては、人口の減少・過疎化の進展によって人口が1万人未満の自治体が約65%を占めております。今後は、定住自立圏構想など多様な手法を活用し、広域連携による地域づくりを進めることが必要と考えております。

それから、視点の②東日本大震災を契機に、首都圏に集積する業務機能のリスク分散が大きな課題となっておりますので、リスク分散の受け皿として北海道が一定の役割を担うことができないかということです。

③これまで移譲を受けた事務・事業との関連を含め、効率的な事務・事業の執行を図るうえで必要な提案ということで、例えば、権限の一部が道に移譲されたものの、依然として国と道に権限がまたがっているようなケースを道へ一元化できないかといったことを考えています。

それから、④国における地域主権改革の動きを加速する提案については、昨年12月にアクションプランが国において閣議決定されており、そこにおける出先機関の事務権限移譲の考え方、それから各省庁において自己仕分けも出先機関の事務についてされています。そういった中で指摘された項目の移譲等を求めることができないかという視点です。

右側のほうに道州制特区の仕組みを図にしています。この道州制特区制度は道が国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであることから、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の実現に向け、本道の特性であります北海道価値を最大限に活用しながら、①から④にあるような視点から提案を積み重ね、北海道の自立的発展を目指していきたいと考えています。このことが同時に、我が国はもとより国際的にも一定の貢献を果たすことが期待できる北海道というものに結びついていくという考えです。資料3と4の説明については、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見・ご質問がありました、賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

先程申し上げましたように、この案件は、この委員会一期目・二期目、今二期目の終わりなのですが、それを通して初めて議論の俎上に乗せるもので、若干戸惑いのある部分もあるかもしれませんが、今の事務局の説明に基づいてご議論をいただきたいと思

ます。

基本的に、更新するかしないかというところで、更新することについては、特段のご異存のある委員の方はおられないかと思いますが、それ以外に事務局の方で、特に資料4のところでは、計画期間があって、3があって、4計画更新の方針等々の所については、ご意見などがおありになるかもしれませんのでお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

私のほうから質問させていただきたいのですが、今回の場合、委員会は国の法律では、道州制特区推進法に基づいて、さらに道では北海道道州制特別区域計画というものがあって、そこでは、平成19年度から平成23年度ということに現行計画ではなっている訳です。この委員会が今日で終わりなのか、それから続けるのか。それから続けるといっても来年の3月になってやめるのかどうかというようなところにも関わってくる訳です。今の段階で延ばすなら延ばすということの議論をしなければいけない。

私の質問は、一つは、タイムスケジュールとして最終的にこの計画を道、そして国との意見交換の中で作りあげていくのだと思いますが、そのタイムスケジュールはどういうふうに考えればいいのか。これが1点。

2点目は、この委員会は道州制特区検討委員会なので、この計画の中身について審議をする主体であるのかどうかということは、若干曖昧な部分があるかと思いますが、しかし、この検討委員会は、この計画がなければ成り立たない部分もある訳です。

話を省略しますが、2番目の質問というのは、計画を今後事務局を中心にして鋭意作られるのだと思いますが、それはどこかの段階でこの委員会の俎上に乗せられて、審議事項として取り扱われるのか。

そのタイムスケジュールの部分とこれから出てくる延長される、更新されるべき計画の案の取り扱いと、この委員会の関連性の問題について、お教えいただければと思います。

(事務局)

第1点目のタイムスケジュールです。これは、資料3に計画期間が23年度までとなっていますので、何れにしても24年度から切れ目なく計画更新しなければならないということで、今考えているスケジュール案では、だいたい1月の早い時点には計画案としてまとめて、パブリックコメントなど諸手続きを経て、道議会の議決が必要でございますので、来年の第1回定例会に提案をし、最終的に議決をいただいて、それで計画更新ということになります。

従って、余り作業時間のない中でこれから作業をしなければならないということが1点目の答えです。

2点目の提案検討委員会の役割の部分です。提案検討委員会は条例で設置をされております。主としてそれは道州制特区提案に向けた審議ですが、今回、このように計画更新についてご意見を、この委員会でお伺いしているのは、一つは、現行計画の今後の取組のところのウで、道州制特区推進法に基づく新たな仕組みを活用して、産業の活性化や道民生活の向上につながる提案を積み重ねることにより、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和などを進め、北海道の自立的発展を目指すということがあります。事前に所管庁の内閣府とも協議しているのですが、やはり骨太の議論を将来の道州制という名前が付いている法律ですから、国の方では道州制の議論が少し後退しているような部分がないわけではありませんが、やはりこれからの人口減少、わが国が直面するような課題について、今の県のレベルではなかなか展開ができない、効率的ではない。そういう意味で、北海道は22都府県分の面積を持っています。新たな骨太の議論をしてもらいたいということがあ

りまして、是非とも特区の活用の方角については、今は少し平板的に産業の活性化、道民の生活の向上につながる提案をという形になっていますが、本道の特性を活かして、わが国、あるいは国際的にも貢献のできる、それが道州制のイメージにつながってくるかと思ひます。その辺については書き込んだ方がいいのではないかと。同時にそのことが道民の方々にも、少なくともこれからは道民一人ひとりが自ら地域のことを考え、自ら持てる力を発揮しなければ本道の発展というものにはありえないというメッセージ性にもつながるのではないかと。こういうようなこともありまして、最終的にどうするかということは、今後パブリックコメントなどもあります、事務局の案としては、そういった方向性、活動の方向性については打ち出してまいりたいということがありまして、これまでその点については、個別の提案に向けて様々な議論をしていただいた各委員の先生方からは是非とも色々なご意見を賜りたいということで、今回、委員会の議題として取り上げさせていただいたということとです。

(井上会長)

計画案の作成にこの委員会が関わるというのは、日程的に今日が最後というお考えで今言われているのでしょうか。

つまり、これからパブリックコメントがあつて、1月の議会に対応されるということになると、ほとんど期間はない。

(事務局)

今日は、こういうかたちの概要ですが、試案的なものは書き出したものがあります。ポイントの部分だけ議論をいただきたいということで今日は、資料の4と5というかたちにさせていただいています。

少なくともその辺については、次期の提案検討委員会にも引き続き時期を見計らつて、それ程数多くの回数を開けるかどうかはわかりませんが、いずれにしても、我々の内部の調整協議の過程と同時並行になろうかと思ひますけれども、少なくとも数回程度は、何らかのかたちで、場合によっては持ち回りのなかたちになるかもしれませんが、ご意見についてはお伺いしていきたいというのが私どもの今の考え方でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。他の委員の方、ご意見・ご質問があつたらお出しいただきたいと思ひます。

(河西委員)

資料4の3枚目の図で質問をしていきたいと思ひます。

特区計画・特区提案の再検討のところに、全部で3つの○が出ております。そして右側に大災害に備えた防災や復興に貢献できる提案ということが②に書いてあります。

3月11日の東日本大震災以降、たぶん道民、国民全体の意識というものが大きく変化して行く中で、過去に出てきた色々な提案、これは大切にしなければならないことは確かなのですが、また新たな提案というものも考えられるのではないかとと思ひます。

今回、期間を更新した場合、新しい提案を道民から受けるという計画はされていないのでしょうか。

(事務局)

その点は、申し送り事項のところでも少し深く議論をしていただきたいと思います。

一年中、提案募集はしています。残念ながらその中でなかなか提案が出てきていないということで、本年7月から8月にかけて、経済・教育・保育・福祉など関係する団体、約50団体程に文書を送り、そのうち約20の団体には直接訪問しました。趣旨の説明をして、事業展開を図る、あるいは暮らしの安全・安心の確保を図る上で、国と道で権限が分かれて、それは道の段階に権限を持ってきた方が政策の自己完結性が高まるものはないかとか、エネルギーの循環を図る上で今こういう規制か何かがあって、それがネックになって困っているようなことはありませんかというようなことを聞いています。

しかし、残念ながらなかなか提案が出てこないというのが実態です。

そこで、先程の話に戻るのですが、やはり活用の方向性というものは、特区推進法をせっかく我われ独自に使えるわけですから、その政策手段としてうまく使っていく。

北海道価値を活用しながら北海道全体としての発展を先導していこうということにしています。それらを含めて同時にわが国にも貢献できる、これは同時に国から権限を持って来るときには、大義名分が必要になりますので、主体的にこういうかたちのものを出していくということです。

(井上会長)

河西委員は、今の説明でよろしいですか。

何れにしてもこの委員会で提案事項というものは、段々先細りには確かになってきたのですが、新たな時代ということで様々な角度から道民の皆さん方から多種多様な意見というものを、これは期限を設けているわけでもないし、いつの時期でも提案いただければいいし、その提案をもとにしてここの議論の場にのせて真摯にその議論を積み重ねていくということをしたらいいと思います。

(五十嵐副会長)

そうであれば、ここで議論をするのか、次の申し送り事項かなと私も思っていたところです。この資料が出てきたので、計画にきちんと反映、この委員会で出たからといって計画に反映されるわけではないということはあるかもしれませんが、できればこの申し送り事項にも計画にも反映されればいいということで理解しました。

河西委員がおっしゃっていることは、このペーパーを見ていて、申し送り事項にも関係するかもしれませんが、世の中がこれだけ激動している、激変している中で、特区提案を活用するという考え方は、もっとダイナミックに考えられるのではないだろうかという気が私もしていました。

従って、提案の視点というのは、過去のものを見直すというだけではなくて時代がどんどん変化している中で新たな課題というものが発見されるであろう。時代が変わっていれば今までの制度ではどうしてもできない、法律ではできないもの、それが規制になってしまうものが出てくるだろうと思いますので、そういうものを拾って発掘していくことは必要かなというふうに思っています。

そういう目で見えていくと、新しいこともそうなのですが、今までも北海道の魅力を活かしたとか、北海道の特性を活かした言葉というものは随分並べられてはいるのです。それでもなかなか突破できないものが、やはりある。

中身に入ってしまうのですが、最近思うのは、医療とか福祉、先程専門的な機関にお伺

いしているというふうにおっしゃったのですけれども、専門的な機関それぞれが良い意味でも悪い意味でも縦割りになっているのです、制度ですとか法律が、制度・法律はもともと縦割りなのです。縦割りの中でやっているというところに限界がきているということも一つかなと思います。

北海道らしいということであれば、そうした制度の枠組みを越えるとか、そういう視点が必要。例えば、2 つ程考えたのは、福祉と雇用というものを一体的にどう進めるか。街中住まいがなかなか進まないという話もあるのですが、要するに住まいの問題というのは高齢者・障害者の問題でもありますが、実は都市計画とかまちづくり三法の関連、今、道がコンパクトシティーをどう進めるか、それはエネルギー問題とも関連するのですけれども、おそらくそれは、一つずつの制度・政策にのっていつては困難があつて、何か突破できないものがあつて、だからこそ一気通貫ではないのですけれども、何かを総合化するようなもの、あるいは包括化するようなものということが制度として認めて欲しいというような提案を出していつていただきたいと思っています。

それは、先程冒頭におっしゃった骨太につながるのではないかと。

一方、ずっと井上会長ともやってきて、この道州制特区提案というものは、どうしても既存の法律の中のここを変えてくれれば権限が移譲され、あるいは規制が緩和されというところの議論になってしまっているのです、どうしても新しいものを見出すとか、新しいこの制度とこの制度をつなげてこうしてみたらということが、どうもできにくいという一面もある。そこのところは、是非突破するような道州制特区であるというのが国のためにもなるのかなというふうにも思います。次の議論に入ったかもしれませんが。

(井上会長)

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

まだまだ他の委員の方からもご意見が多々出てくるのではないかとと思うのですが、時間的な部分、今日の締め時間も念頭に入れてお話するのですが、今日ここで出されてきていて、特に意見を求められるということになるのは、今の資料4の1ページの下の方、計画更新の方針とか、その中で(1)基本的考え方、(2)新たな計画に記載する主な内容、(3)特区提案活用の視点というところであつて、それぞれに事務局とすれば、委員のご意見を賜っておきたいということなのかもしれません。

ここで20分、30分、あるいは1時間という時間をかけて出てくるようなテーマではなくて、多分河西委員や五十嵐副会長が言われたように、局長も言われたけれども、次のところの議題にも半分入っているのではないかと、少し重いテーマであるのだろうと思います。そうすると、何らかの形で先程ある程度中間取りまとめなり、粗々な案というものが具体的にあるのだとすると、今回、今日はお二方の委員が見えていない、そして今ここにおられる委員の方々も、少し形として見せていただいて、何らかのかたちで、直接出向くとかメールでとか、色々なやり方が念頭にあるのですが、それで少し具体的に意見をお聞きになるというのはいかがでしょう。

例えば、2 のところで大災害のことが出ましたけれども、(3) ①地方の自立的発展につながるような提案といつてみても、咄嗟のことであればほとんど具体的にイメージできないと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

ポンチ絵的なかたちで北海道の食料自給率が高いとか、産業的な展開を図っていくとい

うことであれば食関連産業の集積を図っていく、恐らくそういうようなかたちで、かなり政策面も重点化していきながらやっていく。その中で、権限は国が持っていることによって困るということも当然出てくると思います。

それから4つ目の人口減少などに対応というような文については、いずれ我が国全体が人口減少社会に突入していきます。北海道は、広域分散型の特性を有していますから、札幌圏は別にして地方に行けば、自治のあり方そのものについて、果たして今の地方自治法でいいのかどうかということの議論が出てくると思います。

実は、議論は今まではどちらかという一本一本やっていたのですが、どちらかという総合化して関連する部分は、例えば環境エネルギーは環境エネルギー、食なら食、観光なら観光、これだけ広域分散になってくると、社会資本か何か支援が必要です。

しかし、デジタルデバイド（情報格差）だとか、色々出てきます。そういうものをまとめていってどうするのかという議論を、かなり大きなかたちにしないと、なかなか提案は出てこないのかなと思います。そういうイメージを少しずつ作って行って、今まで本棚に入れていたものも含めて、もう一度関連付けてその辺を整理する。その中で、先程、河西委員からお話がありましたが、新たに色々な各界で活躍している方々から、こんなこともあるのではないかということも含めていただければ、少なくとも提案検討委員会としては、一定の素材があった中で、提案検討委員会の委員の方からも、今、五十嵐副会長の方から総合化というお話もありましたが、そういうことも含めた中で議論をしていけば、少なくとも今までよりはもう少し間口と奥行き幅広い議論ができ、提案についても少し大きめの提案にしていくこともできるのかなと思います。そのようなことがありまして、今日お話しさせていただきました。

今後、我々の方でもイメージを固めていきますので、会長からお話がありましたように、せつかく委員の方に色々なかたちでお世話になっていますので、それはまたメールなど、色々他の方法も活用しながらご意見をお伺いしたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

（井上会長）

ありがとうございます。私は、若干気を使いながら、遠慮しながら言ったつもりなのですが、もっと踏み込んだかたちで、今、説明していただいて、それは河西委員、あるいは五十嵐副会長、そして私が発言を遮ったかたちになってしまいましたが、湯浅委員や南部委員それぞれの考えとかなり近い。そして、そうして欲しいということだと思います。

ただこれは、今までのこの検討委員会、先程縦割りのというか、一本一本でやっていた部分とは、若干馴染みがなかった部分があるので、戸惑いもあるので、今一度、説明をされたかたちで仕切り直しをして、それは今後の進め方にも関わってきますので、どうぞよろしく願いいたします。

その他、委員の方で、今、私のほうで強引にまとめましたけれども、ご意見等があれば賜りたいと思います。

次の議題にあってよろしいでしょうか。次に入っているような感じもしますので、次の議題に入らせていただければと思います。よろしいでしょうか。

議事の「(2) 次期委員会への申し送り事項について」ということであります。

それは、資料番号はふってありませんが、資料5の後に付けるかたちにしております。本委員会では、道民提案をベースに数多くの答申をするということで、これまで審議をしてきましたので、本日の任期最後の段階でその基になった道民提案がどうなっているかと

いうことを最初に総括をしておく必要があると思います。この点について事務局の方から説明をしていただいて、その後、今申し上げました次期委員会への申し送り事項ということについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、これまで特に第5回答申に向けて12回行われた委員会、それに向けて道民の皆さん方から受けた提案などを含めて論点整理をして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料5について説明をさせていただきます。資料5、「第5回答申に係る道民提案及び庁内提案の検討結果」ということで簡単にまとめています。

まず、1.道民提案及び庁内提案の検討結果のうち、まず道民提案の検討結果の方です。平成21年11月から23年11月までの2年間に道民の方からご提案いただきました39項目について検討を行っていただいたところです。

下に表としてまとめてあります。このうち、道民提案の表の合計が39件です。

2つ目の文章、39項目のうち16項目が道州制特区提案として検討すべきものにされまして、残り23項目につきましては現行法での対応可能などの理由から道州制特区提案によらなくても対応可能なものということで仕分けをされております。

道州制特区提案として検討すべきもの16項目につきましては、更に検討を進めていただいた結果、このうち3項目が23年5月に知事に答申を行っていただいた項目につながり、残り23件については、検討は一旦終了という扱いとなっております。

それから、庁内提案の検討結果の方です。継続案件となっております「特区理学療法士・特区作業療法士資格の創設」につきましては、審議の結果、道が実施したモデル事業の検証結果などを踏まえて、改めて審議を行うこととなっております。

それから、2つ目の文章、関係部と協議しまして、過去の道民提案の見直しを行った結果、新たな庁内提案としまして「アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大」につきましては、審議をいただいた結果、道州制特区提案により提案すべきものということで、23年5月に知事に答申を行っていただいております。第5回答申に4項目がつながっております。それにつきましては、表で整理をさせていただいております。

2番目としまして、道民提案の募集結果でございます。平成19年3月以降現在まで道民の方、市町村、団体から390件のご提案をいただいております。これも表にしておりますが、過去の提案として審議をいただいたものが353件となっております。

その下に新規というふうに表に書いております。これが22年5月以降現在までの新たな提案で、こちらの方は、まだ審議をしていただけていないので、これは第6回等に向けて今後審議をお願いするという項目が現在37件あるといった状況となっております。

次のページ以降につきましては、2年間で整理検討いただいた39件の一覧表です。こちらの方は説明を省略させていただきます。以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

これを受けて、先程申し上げました次期委員会への申し送り事項(案)について説明をさせていただきます。

今の事務局の説明に関連して説明を展開させていただきたいのですが、そのためには、申し送り事項(案)の2ページ目から説明をさせていただく方が連続性があると思います

ので、2の個別の事項というところから説明をさせていただきたいと思います。

時間の関係もあり、少し早口で読ませていただきたいと思います。

「(1) 道民提案 353 件の検討結果について」です。

道民提案 353 件については、一通り審議を終了したところであるが、判断を留保し検討を一旦終了しているものもあり、今後も様々な状況に柔軟に対応しながら、これら貴重な財産が新たな提案につながるよう有効に活用することが重要である。また、十分な審議を行うため関係団体や庁内各関係部局との連携を深め、必要な資料の確保に努めていただきたい。

申し送り事項ですからこういう書き方になっています。

次の○印、前期委員会から、状況変化に応じて継続検討を行うことになっている次の 3 事項については、それぞれの事項に係わる状況の変化に応じて今後検討していただきたい。①カジノ、地域において市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況など、そういった状況が揃えばここで検討しましょうということになりましたが、二期目の委員会の中では、この表示がありませんでしたので、そのままの状態になっております。同じようなことが②③にもありました。②自由貿易地域については、提案者における具体的な内容の検討状況などということで、これも提案のあった以降進捗しているという状況ではありませんので、このままにしてあります。③空港については、空港別収支など空港に関する国及び道の情報開示や道が設置する空港に関する有識者懇談会の検討状況などということで、有識者懇談会の検討状況というものが現在進んでいるということですので、それに先んじてという訳にはならないということで、これも状況待ちということになっております。

「(2) 庁内提案に係わる継続案件について」ということです。「特区理学療法士・特区作業療法士資格の創設」については、道が実施したモデル事業の検証結果などを踏まえ、改めて審議を行うことにしたところであり、今後、更に検討していただきたいということで、これら上記の 3 つと今の案件については、本棚に一応置いているということですから、状況の変化に応じてもう一度出してきた真摯な議論をしていきたいというふうに思っております。

前のページに戻ります。本来、こここのところが重要だと思いますので、委員のご意見等々を後程賜りたいと思います。

「1. 総括的な事項」です。

「(1) 審議の進め方について」、道民提案を募集し、それをもとに審議していくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けるということで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をよりの確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、これまで以上に地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要があるということです。こここのところは、一言でいえば、トップダウンということではなくて地方分権の推進を根付かせるという意味では、できる限りボトムアップを大切にしていきたいという理念でここに書いております。

「(2) 審議・答申分野について」です。

平成 21 年 4 月から平成 22 年 4 月までに寄せられた道民提案 39 件及び庁内提案 2 件については、一通り審議を終了し、「ふるさと納税のコンビニでの収納」など、4 項目について知事に答申を行ったところである。今後は、本道の独自性や優位性（農業や観光が基幹産業であること、豊かな自然環境に恵まれていること、安全・安心な食を提供していること

など)を生かすとともに、直面する課題などに適切に対応し、本道の自立的な発展につながるよう、幅広い視点から関連する事項も含めて議論を深めていく必要がある。

「(3) 道民提案について」です。

平成 22 年 5 月から現在まで、新たに寄せられた道民提案 (37 件) については、提案の趣旨や背景などを十分に踏まえ、関係者からの意見聴取も積極的に行った上で検討を進めていくものとする。この間は、この委員会そのものが開催されませんでしたので、こういうかたちになっています。

これまで道民から寄せられた提案については、地域医療をはじめ経済・環境・福祉・地方自治など多種多様な内容を含んでおり、今後も有効に活用していくことが大切であることから、審議を一旦終了したものについても、新たな提案や情勢の変化などを踏まえ、再検討する必要がある。

道民提案を募集することが道州制や道州制特区に関する道民の理解を広め、地域の創意と主体性を生かした地域づくりに道民が参加する機運醸成につながることから、今後も、地域意見交換会の開催も含め、様々な工夫を図りながら新たな提案の募集に努める必要がある。

「(4) 庁内提案について」です。

道自らが施策の効果的な推進や業務処理の改善に向け、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案の発掘に積極的に取り組む必要がある。

次のページに移らせていただきます。

「(5) 提案の視点について」です。

これは、先程事務局から説明があった部分に重なりますが、○提案に当たっては、本道の独自性や優位性、北海道価値(食・観光・環境など)を最大限に活用しながら、一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう、次の視点から検討を進める必要がある。

- ①地域の自立的発展につながるような提案、
- ②大災害に備えた防災や復興に貢献できる提案、
- ③これまで移譲を受けた事務・事業との関連も含め、効率的な事務・事業の執行を図る上で必要な提案、
- ④国における地域主権改革の動きを加速する提案、

道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地域主権改革の取組みなどの動向を見極め、提案に向けて積極的に精力的に検討を進める必要がある。

「(6) その他」です。この点を委員の意見を特にお聞きしたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

道州制特区提案の審議は、将来の道州制を展望しながら、道民ニーズや道民の声を直接国に届けるためのものであることから、本委員会における審議がより多くの道民に関心をもっていただけるように努力していくとともに、議論を実りあるものにするため、委員が出席できる審議日程の確保について十分に配慮する必要がある。

第 6 回答申に向けては、本委員会はもとより委員自らが関係者と相談しながら、新たなアイデアの発掘に努めていくことも必要と考える。

ということで終わっておりますが、私の私案以外に、今日ご欠席の宮田委員から伝達事項といいますか、今回の検討委員会でこういうような議題についてお話をする、議論をするということ。そして、事務局のほうでご意見を伺ってきておられるということでありますから、その点をまず紹介していただいた方がいいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

今、会長からお話がありましたが、今日、宮田委員は欠席です。過日、宮田委員にお会いして、これからどうあるべきなのかということ色々意見交換をさせていただきました。

ポイントの部分、論点ということになるかと思いますが、宮田さんがおっしゃっていたことは2点あります。

提案検討委員会は、ここでその他の(6)の部分で、本委員会はもとより委員自らが関係者と相談しながら、新たなアイデアの発掘に努めていくことも必要と考える。このことはこのことで大事にしていきたいのですが、提案検討委員会とは別に各界で色々意欲的に取り組んでいる方々はたくさんおられます。そういう人たちが、実は一番現行制度の課題などという部分をよく分かっておられると思います。そういった方々に手弁当的な形で、少なくとも今こういうことで困っているとか、あるいはこの権限なり規制を緩和すれば、もっと北海道の特性を生かしていけるというようなアイデア、今、現実には直面している課題などについて、フランクにお話するようなインフォーマルな任意の勉強会というようなものを提案検討委員会とは別に立ち上げる。そこではどなたでも自由に来て、北海道の活性化に向けてこういうことが必要だということについてお話をしていけるというような場を、行政、国の出先機関の関係職員も含めて参加すれば、先程、五十嵐副会長からも話がありましたが、テーマごとに素材を少し入れ込めて、少し大きなかたちのものができるのではないかというのが宮田委員のお話でした。

もう一点は、提案検討委員会というのは、審議をいただくのは一つの大きな役割なのですが、特に宮田委員からのお話なのでご理解いただきたいのですが、学識経験者の方に是非お願いして欲しいということでお話がありました。現行の日本の中で見ると、構造改革特区と道州制特区と総合特区があり、ただ広く世界を見るといろいろな意味の特区制度というものがあるはずなので、少なくとも一つ独立した島として一国にも相当するような面積を持っているということであれば、海外の色々な特区制度も調べて、それらも参考にしながら提案をしていくということも大きな意味があるであろう。

そこは学識の委員の一番お得意の分野なので、是非ともそういうような、委員の中でも役割分担を図りながらやったらどうなのでしょうかとというようなことを言われました。

簡単でありますけれども、ポイントだけお話するとそういうことです。

(井上会長)

ありがとうございました。

次期委員会への申し送り事項ということであり、この委員会は、今日をもって最後になります。

今後、この種の議論をより効果的に審議をしていく。そのためには、元々の提案をより多く道民のみなさん方からあげていただくというようなこともいろいろあります。

全般的に広くて結構でございますし、またこのあたりはこういうふうにした方がいいのではないかとということで、この二期目の今日お集まりの委員から感想でも結構ですので意見等々を賜ればというふうに思います。

(湯浅委員)

今日、初めからずっと聞いていまして、自分の中でも、逆に自分の中で頭が固まっていたなと思ったのは、この道州制特区というのは、国・北海道・市町村というのが流れにあって、そこに次に道民というのがあったので、道民からの意見を吸い上げるというような

ことなのだというふうに思っていました。

ただ、道民が意見を言うということはとても勇気がいることです。それは、前から言っていたのですが、そこで道民に一番近いかたちで市町村の人たちや専門的な庁内の専門部会の人たちが、逆に、より多くのそういうことを分かっているのです、そこから意見を拾い上げたらどうでしょうということを最初の頃に言っていたと思います。

この1年、2年やってきて、そこからは本物の意見は出てこないのではないかと正直思いました。それを考えて今日の委員の方の話聞いていて、自分の中でハッと思ったのですが、最近道民の人たちは、色々なことを勉強しています。考えているし、勉強しているし、本当に様々なところで色々な学習会が開かれています。それは、ある意味新しい公共のかたちが根付いてきていて、NPO など、色々な団体の人たちが自分たちの力で何かを作りあげようというような意見が出てきています。

でも、それはそこだけで終わってしまう。こういうところにはあがってこないと思いました。できれば、広く意見を聞くところにNPO など色々な活動をしている新しい公共の担い手というか、そういうことをやっている方たちがいるので、そことどうつなげたらいいのだろうかとずっと私も思っていたのです。

その方たちも自分たちで勉強するところで終わってしまっていて、なかなかここにあげてこないのだなというふうに思いました。そこをもう少しお互いが歩み寄るとしたら、私は行政の力はすごく大きいというふうに思っております。信頼度もそうだし、時間的な問題にしてもそうです。できれば、そういう場に行政の方たちがどんどん時間を使って、足を使って踏み込んで入ってもらって、そこから道州制特区というか、北海道がこうあれば、この部分を自分たちがやればもっと良くなりますよねということをお互いが意見交換する場を作っていくべきというふうに思いました。

私は、今まで庁内のいろいろな部会で拾い上げてください、色々な市町村のところに聞いてくださいという意見を逆に言っていたのですが、そうではなかったというように、今日は聞いてそう思いました。

この新しい視点、提案の視点をここにもってくるというのは、すごく素晴らしいことばかり書いてあります。私も、これは視点としては絶対欠かせないものだと思うけれども、これは、逆に市民のほうから沸きあがってきた言葉しか道州制特区への言葉としては本物になっていかないということ、今日は聞いてつくづく感じていました。その歩み寄りができるかなというように、正直思っているところです。

もしそれができないにしても、第一歩としては、NPO 活動をしているとか、委員の中にはそういう方たちがたくさんいるし、市民団体と色々な活動をしている方たちがいるので、そこに逆に提案の耳というか、声を拾い上げていったらどうでしょうというような意見です。

(井上会長)

ありがとうございました。

南部委員、よろしく願いいたします。

(南部委員)

私は、最初の方から入っていなかったものですから、それこそ申し送り云々の途中で来たと思うのです。十分に自分自身も理解しないうちに今日を迎えているような気がします。

それで、私は、この制度は将来の北海道を良くするための取組みであると私は理解して

おります。現在、大震災のあと、道民も国民も、あるいは世界の国々の方も日本について、あるいは私どもは自分が住んでいる北海道について、色々なことを考えました。

その中で、やはりこの北海道の土地、そして食料供給基地であるということは、絶対に外せない。北海道に移住して来ようという、日本あるいは東北の人たちも多いということも伺っております。

非常に難駁な意見ですが、今、実は、私の学校のほうで取り組んでいることをお話させていただきたいと思います。

私どもの学校は、食に関する部分がほとんどです。その中で、3つの学校、専門学校・短大・幼稚園とやっております、全部給食です。もちろん農作物を使って調理をし、給食を作り、そこに残さが出る。一番残さが少ないのは、専門学校です。ほとんど残らないくらいの量で、一番多いのは女子短大です。

何故かという、18歳から20歳くらいの女の子は、痩せるのが美しいような感じで残すわけです。その辺の問題を教育の中で教えていく。それから、出た残さを堆肥化できるように、要するに食べ物のリサイクル。学園で、それこそ調整区域なのですが土地があるものですから、そちらのほうは火山灰でいろいろなことがなかなかできない。では、土地の改良を自分のところでやったらどうだろうという案が出まして、そんな小さな取組みをやっております。

こういうこと一つ見ましても、食料供給基地である北海道は、もっともっと農業にしても酪農にしても色々な縛りがなければもっと広く大きなことができるのではないかというように感じる場面が非常に多い。ですから、こういう提案の中で法律をすぐ改正するなど、色々難しいこともあります。でも取り組まなければ、要するに進まなければ結果はないという私の考え方です。ですから、こういう提案を受けて、そして一つひとつ丁寧に噛み砕いて道なり国のほうに提言していくということは、大変大事な活動であると感じました。

それから、特区の問題について、これは比較になることではないかと思うのですが、私どもの学校と交流している香港の学校があります。年に何回か香港に行きます。香港の人たちの、自分の住んでいるところの特区の考え方、中国人という認識はあまりない。自分たちのことを香港人と言っている。それくらい歴史がありますから全然違うのですが、その中で経済の活性化について、中国本土とは違うやり方をしているという案が業界からどんどん出されています。それと学校が結びついて色々な事業を行っている。そういう点で、羨ましいと思う部分がたくさんあります。

他の国の特区のことを参考にできる面、そうではない面もあるかもしれませんが、知ることとは決してマイナスではないと思いますので、今後こういうことも調べたらよろしいかなと感じました。

(井上会長)

ありがとうございました。それでは五十嵐副会長、どうでしょうか。

(五十嵐副会長)

申し送り事項ですが、総括的な事項で審議をここからスタートしてもいいのかもしれませんが、道州制特区に対する道民の意識の現状とか実態というものを少し冷静に分析というか、見ておく必要があるのかなというふうに思います。

先程どなたかが言われた道民提案が段々減ってきているというのは、色々な要因が絡み合っていて、政権交代が大きいのですけれども、道民の方も飽きやすいといったら語弊が

あるかもしれませんが、ブームとしての道州制ではないはずなので、細くてもいいから長く継続していくことは力になるだろうというふうに思っています。

非常に長い時間をかけて浸透、一時ワットとなったわけですが、浸透させていく。それは、もしかしたらかたちを変えるかもしれないなと思ったのは、今、湯浅委員の話聞いていて新しい公共が出てきたり、色々な活動が色々な地域で出てきているというのは、自然に自分たちのことは自分たちでという意識の転換にもつながっています。

一方では、そういう提案が減ってきているということも事実ですが、一方ではそういう地域主権、自主という意識は、間違いなく進んでいるということ、我々はもう一度認識しておいてもいいのかなと思います。その中で特区をどうやって進めていくかということは、工夫が必要なのだろうなと思いました。それでその中に、一本一本、こういう今の食料とか農業の問題もそうなのですが、農業の問題は何度もここに出て、何度も本棚に戻されている。医療もそうです。結局、望ましい姿ということは、みんな合意はできるのですが、それに向けて関わっている人たちの利害関係なり、ある種の既得権が厳然としてあるということは事実です。それでそのことをオブラートにくるむと、関係機関の意見をよく聞く必要があるということになってしまう。でも目的を忘れてはいけないということを最初に書きたいと思っています。色々なことがあると思うのですが、バラバラとして申し訳ないのですけれども、それが2つ目です。

そして最後に先程も言ったことですが、一つ一つ、どうしても特区という特性からか単体の提案に関する審議になりがちなのですが、何とかこれを突破して、今一つの制度で解決できない課題や達成できない目的が出てきているところから、新たな提案というもの、今までは規制緩和という形での提案でしたが、新しく一国二制度、新しい仕組みを創るのだという提案を是非入れていただきたいと思います。以上、3点です。

(井上会長)

ありがとうございました。河西委員、お願いいたします。

(河西委員)

私からも3点程、今回、道州制特区の委員をやらせていただいて思ったことは、非常に北海道の様々ながんじがらめに縛られているものを少し変えて北海道を豊かにしていこう、非常に素晴らしい理念を持ってやっている委員会と期待していたところ、結果として、色々利害関係の調整をやっていくと問題が矮小化されてしまって、この程度の結果になるということを感じました。

たぶん道民の方々もそういうところを感じていて、結果として道州制特区に提案しても余り思ったような成果が出てこない、そのような意識があって、飽きっぽい性格があるのかもしれないですが、道州制特区の道民提案が少なくなっているのではないかという仮説を持っています。

そういった中で、ではどうしたらいいかというと、一つは、新しいことを興すイノベーションというのは、絶対抵抗されるというのがあります。それに対してこの委員会が、当然ニュートラルな立場に、中立的な立場にいないといけませんが、しかしながら、北海道のビジョン、それに向かってきちんとやっていくべきことはやっていくべきなのだというスタンスでこの委員会を進めていただけたらと思っています。

それと3点目、そういったイノベーションの種は、本流から出てこないで、もしかしたら支流から出てくるかもしれない。それがたぶん、今、新しい公共とか、東日本大震災以

降、様々な市民が色々な形で勉強している。そういった中に革新の種というものがあるのではないか。そういった革新の種を大切にす、そのような委員会であって欲しいと思います。

従って、当然これからも道州制特区に関しては、自治体、それからいろいろな業界団体、そういったところに行くのも大切なのですが、そうではない、まだまだ非常に少数かもしれないですけども、そういったところから出てきているようないろいろな考え、そういったことも少し積極的に拾っていったらどうかと思います。以上、3点です。

(井上会長)

ありがとうございました。

ここは審議をする場で、一人一人意見を聞いて終わりという訳ではないのですが、それぞれの委員からそれぞれに貴重な意見を賜ったと思っております。

何れにしても、この第二期の委員会は、第5回答申に向けての検討委員会でありましたが、私自身の感想も含めていけば、当初から若干これは厳しいと思っていました。

これは、一つずつかい摘んで言う必要はないかと思いますが、ただ、やり尽くしたということでない限り、やはりそこに至らなかった問題、あるいは課題は一体どこにあったのかということ、委員の意見も含めてきちんと整理しておかないと、多分、次の委員会も単純にこの延長線上になってしまうリスクがあるのではないかというふうに、委員のご意見を聞いていて思いました。

一つは、かなり難しい部分はあるのです。つまり、基本的にこの委員会は、条例、要するにきちんとしたルールのもとで設置されていて、そしてその役割というの、自由に動こうとする人間にとってみれば、たががはめられている部分があるということです。ただ、それを認識しながら粛々と縦割りの一本一本の提案の検討をやってきたのが今回の委員会だったけれども、しかし世の中の動きというものをよく考えてみると、このやり方では道民の皆さん方の提案は益々先細りになるリスクがある。

あるいは、ここで議論するのも、結局国の方から見れば、骨太のものを持って来いということです。そう言った国会議員はけしからんと思っているのですが、要するに骨太の提案を持って来いという状況になっている。

骨太の提案を持って行こうとすると、今度は、多分一本一本の道民の皆さん方からの提案を一つ一つ現行法に照らし合わせて、何が問題なのかということをするだけでは、多分済まなくて、もう少し大きな北海道の今後、北海道の未来というもののビジョンをきちんと描いた上で何が必要なのか、何を壊していかなければいけないのか、何を作っていかなければいけないのかが多分出てくる。そうなったときに初めて国と向き合うということになってくるのだと思います。

そういうようなことを延々と私が自論を展開していても仕方ないので止めますが、言おうとしたところはその基本のところ、これまでの審議の仕方ではない、あるいは、これまでのような道民提案の募集の仕方ではない、もう少しイノベーション、もう少し新たな機軸というものをもち込んでこない、今の状況からは大きく飛躍できないのではないかと思いますので、事務局の皆さん方、よろしくご理解の程お願いしたいと思います。

多々先生方からご意見はあると思いますが、これから様々なかたちでご意見等々を賜ればというふうに思いますので、今日、議事にありましたものは、その他を除いて締めくくりさせていただきたいと思います。

最後に、その他というところで、事務局で何か用意されているものはありますか。

(事務局)

今、井上会長の方から総括的に各委員のお話をまとめていただきました。やはり、一本一本細いものを議論するというのはいかがなものかということがありまして、やはり先程もお話にあったビジョンとの関連もあるのですが、食とか食関連産業、環境エネルギーや観光、暮らし、どこかでは重なる部分があっても、三百数十件の道民提案の部分も、一回本棚に入れた部分を含めて、まずそれについては、ある種一回並べてみるという作業が必要だと思えます。

その中で、時代が変わってきている中で、もう一回その部分については、意味があるというものは太字でもって分類するくらいの形のものにしていって、その中で観光をよくしていくためには実はこういうことも必要なのではないかという訴えかけをしていかないとかなかなか出てこないと思えます。

先般、国に行った時に、環境エネルギーという部分でいけば、家畜糞尿が北海道には2千万トンあります。それが、下水汚泥は法律が違って、それぞれ別に処理をやらなければならない。パイロット（試験的）レベルについては、環境省も認めるのですが、実際に今度個別に事業化となれば、一回一回厚生労働省に行かなければならない、経産省に行かなければならない、関係官庁がたくさんあります。

そんなことをやっている時代ではないので、それは知事に権限を認めてもらわなければ困るのです。循環の部分のどこかに隘路があるとシステムは回りませんから、そういう観点でものを見ていったときに課題は山程ある。でも、霞ヶ関はそういうことは分からないでしょうという話をしたら、確かにそうですという話をしていました。

それは一つの事例ですが、そういうような形で組み立てていって、どこに問題があるかが重要です。先程、南部委員も同じことを言われましたけれども、いわゆる食物残さをうまくリサイクルしていく。うまくいっているならうまくいっているでいい。うまくいっていないのは、どこかに課題があるからうまくいかない。そういうことを突き詰めていかないと、なかなかうまくいかないと思えます。それが一つ、私なりの理解では、五十嵐副会長が言われているような、縦割りではなくて横串でものを見ていくとか、そういうことにつながってくるのかなと思っていました。

少しそういう立体的な組み立てをしながら議論をできるようにしていきたいと思っています。事務局は事務局で頑張りますが、委員の方々にも色々お手伝いをいただかないとかなかなかできないのかなと思っております。それについて、よろしく願いいたします。

(五十嵐副会長)

かつて地域医療という括りで地域医療のこういう姿を実現するためには、例えば医師法とか医療法など、関係法令全ての一つずつをクリア、それは一本一本の法律になっているので、これを実現するためにはこうこうですよということがありました。それを一遍にやってくれというのが、それができるのは道州制特区ではないでしょうかというふうに国に持ち込んだら、いや、一本一本だといわれて跳ね返されたということもありました。

時代も変わりますし、人も変わります。目的はこのことであるので、それを達成するために、ダーツとまとめてこれらをよろしくという、包括的に特区提案を出してしまうということを是非仕組みとして考えていただければというふうに思いました。ありがとうございました。

(事務局)

それは、今、国とも話をしているのですが、当然、それは地元の方でも、色々な意味でリスクを取らなければならない部分は出てくると思います。今回の提案でも、過疎地有償運送については、業界の方と色々な調整をしました。結果としては提案を出せたのですが、そういうハードルをクリアしていかなければならない部分もあると思う一方、国におやっと思わせるようなことを持っていかなないと、なかなか従来どおりの木で鼻をくくったような形の回答になることが多いのではないかと思います。

少し北海道の将来展望も含めた中で、そうすることによって可能性、潜在性が生きてきて、北海道の役割が果たせる。あるいは、国からある程度のことをしてもらえれば、自立的に北海道の地域は他の関東圏などと違ってやっていけますと自信を持って言えるようなものを作っていかなないとまずいのかなと思っています。

(井上会長)

では、その他というところですが、事務局で何か用意されているものはございますか。

(事務局)

先程来、何回かお話に出ているのですが、委員の皆様方の任期は11月5日をもって満了ということになる訳です。

井上会長をはじめ、五十嵐副会長、そして今日は竹田委員と宮田委員はお休みですが、委員の皆様方には大変ご多忙な中を2年間、道州制特区の取りまとめに向けまして熱心にご議論いただきましたことにつきまして、改めて深く感謝を申し上げたいと思います。

今ほど色々なご議論をいただきました。何れも大事にしていきたいと思っています。そういう観点でいきますと、提案検討委員会は、新たな視点からの検討というようなこともありまして、一部委員の方については、交代をするということになるかと思っています。何れにいたしましても、引き続き委員としてお願いする方、またそうではない方もおられますが、これも何かのご縁でございまして、是非、北海道をよくするという意味で、色々な形でご協力をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

2年間、本当に色々な面でご協力いただきましたことにつきまして、事務局を代表して、改めて厚く御礼を申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(井上会長)

では、これにて閉会ということにしたいと思います。

21年度から道州制特区推進条例に基づきまして高橋知事から道州制特区提案に関する意見について諮問をされました。その役割が一応第5回答申をもって一つの区切りを迎えたということで、この第二期の委員会は一応ここで終止符ということになります。

先程申し上げましたが、正直に言って私自身、この第5回答申に向けての検討は、非常に憂鬱な形で出発しました。

一つは、段々道民の皆さん方からの提案が、先細りになってきているということは目に見えていたことで、一体何をどう議論するのかということが一つにありました。

あと一つは、事務局も完全に代わってしまいましたけれども、政権交代以前は、国会議員の誰々のところに行ったら、こういうアドバイスをくれたとか、霞ヶ関でどうか、色々な形での助言が入って来ました。タイミングも考え、これは、誰々に相談に行けというよ

うなことがありましたが、政権交代によって、良い悪いの話ではなくて、全くこのシステムがきかなくなりました。そういうようなことで、この第5回答申に向けての検討というものがどうなるのかということ、先を案じていましたので、昨年知事に来ていただいて、うまくいかないというようなことを暗に申し上げたつもりでしたけれども、知事は、それは分かっているけれども、とにかく法律はなくなったわけではないので粛々とやってくださいと、その言葉だけ私は覚えています。粛々とやればいいのかということ、何があがってくるのかということ、危惧しておりました。

ただ、委員の皆さん方は、今日ご欠席のお二方も含めて、本当にその時点その時点で貴重な意見を賜り、そして提案をいただき、議事の運営につきましては非常にご協力をいただいて、本数は少なかったけれども、当初、心配していたような形にはならなくて、非常に良くなったのかなというふうに思っております。

ここで非常に意気消沈していても仕方ないのですが、世の中を動かしていく力というのは、片仮名でいくと、プロボカティブ・シンキングというのですけれども、要するに、明日は明るくというふうに気持ちを明るく持っておかないと、何事もうまくいかないというようなことですから、この委員会も事務局に助けられながら、これからも少し明るい北海道の姿を思い描きながら前に向かっていきたいと思っております。

今回で終わりになりますけれども、先生方、本当にご協力ありがとうございました。ご苦労さまでした。

(事務局)

ありがとうございました。